

長浜市商工会からのお知らせ

2021/12/15 第8号

長浜市商工会

TEL : 0749-78-2121

FAX : 0749-78-1300

～お役立ち情報～

年末調整の準備はお済みですか？

令和3年分従業員賃金・専従者給与について、年末調整を行う時期となりました。

【納付期限等】令和4年1月11日（火）（令和3年12月支払い分）

↳納期の特例の承認を受けていない場合

令和4年1月20日（木）（令和3年7月～12月支払分）

↳納期の特例の承認を受けている場合

【提出期限】令和4年1月31日（月）＜税務署へ＞「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」及び「給与所得の源泉徴収票」等

令和4年1月31日（月）＜市町村へ＞ 給与支払報告書等

【年末調整令和3年度の変更点】

税務関係書類の押印が不要になりました。

詳細は国税庁年末調整特設ページをご覧ください

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>



湖国のお店応援！ココクーポン（プレミアム付きデジタル商品券）について

県内の小売・サービス業を支援するために各店舗で利用できるデジタル商品券が発行されます。

参加店舗（登録店）の1次募集の締め切りが12月17日（金）までとなっていますのでお急ぎください。

【募集期間】令和3年11月16日（火）～令和3年12月17日（金）

【対象】滋賀県内の小売業/サービス業/飲食業の店舗

【申請方法】湖国のお店応援！ココクーポンポータルサイトよりオンラインで申請

<https://koko-coupon.com>

【お問い合わせ】滋賀県ココクーポン事務局コールセンター（0570-065-008）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/322159.html>

電子帳簿保存が義務化されます

来年（2022年）1月に施行する電子帳簿保存法により、電子帳簿保存が義務化されます。但し、2年の猶予期間が設けられたため、2年間は引き続き紙での保存も認められます。

【電子帳簿保存法4つの改正ポイント】

- ①承認制度の廃止
- ②タイムスタンプ要件の緩和
- ③検索性の緩和
- ④電子取引のデータを紙で保存することが認められなくなります！
 - ・取引先から紙で受け取る書類（スキャナで電子化して保存）
 - ・取引先から電子メールで送られてきた請求書データ（PDFファイル等）受領
 - ・インターネットHPからダウンロードした書類
 - ・ペーパーレス化されたFAX

詳細は国税庁HPをご覧ください

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/12.htm>

プレ・ビジサポ経営塾セミナーについて

【対象者】本業を通じて地域を盛り上げたいと思う50歳までの長浜市内の経営者とその候補者等

【日時】令和4年1月21日（金）・2月18日（金）両日とも18:00～21:00

【会場】令和4年1月21日（金）長浜市商工会1-A会議室

令和4年2月18日（金）長浜ビジネスサポートセンター内フューチャールーム

※各日、同一の内容となっています

【定員】各15名

【受講料】1,000円（税込）

【講師】田内孝宜氏（ミナト経営株式会社代表取締役）

【内容】経営戦略に基づいて販路開拓を行った事例
組織が結果を出す仕組み

【申込問合せ】長浜ビジネスサポート協議会（TEL：0749-53-2770）

https://nagahamabiz.com/wp-content/uploads/2021/11/keiei_a4_211119.pdf

申し込みフォーム

<https://forms.gle/C6ZWReFioXcEzDzQA>



12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

12月は、年末に向けて業務の繁忙、職場外での飲食の機会の増加等により、ハラスメントが発生しやすい時期です。皆様の事業所におけるハラスメント対策は万全ですか？

事業主の皆様は、職場におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメント及び妊娠・

出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについて必要な対策を取ることが義務となっています。今一度、適切な防止対策が取られているか、確認をお願いします。

※令和4年4月1日より、労働施策総合推進法に基づくパワーハラスメント防止措置が中小企業事業主のみならずにも義務化されます。

【職場における「パワーハラスメント」の定義】

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

【問合せ】滋賀労働局雇用環境・均等室（TEL：077-523-1190）

https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/koyo_kinto_shitu.html

労働力マッチング支援金のお知らせ

長浜市では新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業者に対し、在籍出向（雇用シェア）により労働者の雇用を維持するための支援金を支給されます。人材マッチングが成立した場合、1人10万円が両企業に支給されます。

※在籍出向：現在勤めている事業所の従業員たる地位を保有しつつ、他の事業所（別会社）において勤務すること。

令和3年度分の申込締切：令和4年4月6日（水）

※令和3年12月31日までに出向契約を締結している必要があります。

【問合せ先】

・長浜市労働力マッチング支援金について：長浜市商工振興課 電話 0749-65-8766

・出向や受け入れに関する相談（相手企業を探しておられる場合等）：

公益財団法人 産業雇用安定センター 滋賀事務所 電話 077-526-3991

・出向契約や就業規則作成に関する相談：

滋賀県雇用シェアサポートセンター 電話 077-510-1005

必要書類等、詳しくは市ホームページをご覧ください。

市ホームページ：<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000010008.html>

